

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

| No | 資料名称  | 該当ページ  | 適正化内容  | 備考 |
|----|---|--|--|----|
| 1  | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-<br>5, 9, 10, 37, 38, 39, 81, 87, 131, 132, 133, 136, 138, 139, 193, 194, 195, 203, 204, 208, 222, 223, 235, 238, 256, 257, 259, 287, 288, 295, 302, 333~335, 357, 370, 380          | 手順名称の適正化 (下線部参照)<br>【例】<br>(旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転<br>(新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環運転  |    |
| 2  | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | とりまとめた資料-10<br>1.4-3, 4, 7, 8, 28, 30, 63, 67, 109~112, 115, 116, 117, 118, 172, 173, 174, 180, 181, 185, 204, 205, 217, 220, 237, 239, 240, 268, 270, 275, 282, 321, 322, 346, 359, 369 | 同上   |    |
| 3  | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-9, 76, 185~187, 207  | 大飯審査実績反映に伴い、1.4.2.3 (2) a. 代替炉心注水 対応手段の優先順位入替え<br><br>(旧)<br>① 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水<br>② 燃料取替用水ピットからの重力注水による原子炉容器への注水<br><br>(新)<br>① 燃料取替用水ピットからの重力注水による原子炉容器への注水<br>② 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 |    |
| 4  | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-7, 59, 165~167, 183, 184<br>とりまとめた資料-8   | 同上<br>また、大飯との相違理由について修正実施し、大飯との優先順位の相違を整理していた運用の相違No. ⑤を削除した。  |    |
| 5  | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-13, 451  | 大飯審査実績反映に伴い、添付資料1.4.22として下記資料を追加した。<br><br>添付資料1.4.22燃料取替用水ピットからの重力注水による原子炉容器への注水<br><br>以降の添付資料番号を繰り下げ実施。   |    |
| 6  | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-9, 457   | 同上<br>また、添付資料追加に伴い、相違理由欄の以下の記載を削除した (下線部参照)。<br><br>【大飯】運用の相違<br>(相違理由⑤)<br>・泊は給電後に中央制御室で操作を実施する。  |    |

| No | 資料名称  | 該当ページ   | 適正化内容  | 備考 |
|----|---|---|--|----|
| 7  | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-13  | 本文と比較表の整合 目次の添付資料名称を修正 (下線部参照)<br><br>(旧)<br>添付資料1.4.23発電用原子炉停止中の全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時の発電用原子炉の冷却手段<br>(新)<br>添付資料1.4.23発電用原子炉停止中の全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時の発電用原子炉の炉心注水手段   |    |
| 8  | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-76, 185~187   | 先行審査実績反映に伴い、<br>1.4.1(2)c.(b)i.(i) 「燃料取替用水ピットからの重力注水による発電用原子炉の冷却」<br>1.4.2.3(2)a.(i) 「燃料取替用水ピットからの重力注水による発電用原子炉の冷却」<br>を以下のとおり修正した。<br>・開操作する弁の操作場所変更。<br>(旧) 中央制御室からの遠隔操作<br>(新) 現場での手動操作<br>・操作場所変更により、使用する設備から「常設代替交流電源設備」を削除。<br>・操作の概要欄に、伊方3号炉及び玄海3/4号炉審査実績を反映し、原子炉格納容器内作業員の安全確保に関する記載を追記。<br>・手順着手の判断基準を大飯と同様の記載に変更。<br>・現場での手動操作手順を追記し、大飯と同様の記載に変更。<br>・操作の成立性について、要員及び想定時間の変更。<br>(旧) 運転員 (中央制御室) 1名にて速やかに<br>(新) 運転員 (中央制御室) 1名及び運転員 (現場) 2名にて25分以内 |    |
| 9  | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-59, 165, 166  | 同上<br>また、相違理由欄についても修正実施。   |    |
| 10 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-<br>94, 113, 132, 133, 137, 144, 145, 150, 152, 159, 163, 164, 166, 172, 174, 175, 180, 194~196, 204, 205 | 中央制御室のみで実施する操作について、操作の成立性に具体的な所要時間を記載。(女川審査実績の反映)<br><br>【修正例】<br>(旧)<br>上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。<br>(新)<br>上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから充てんポンプによる原子炉容器への注水開始まで5分以内で可能である。   |    |

| No | 資料名称  | 該当ページ  | 適正化内容  | 備考 |
|----|---|--|--|----|
| 11 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-74, 95, 110, 112, 117, 129, 130, 133～135, 140, 143, 144, 146, 154, 155, 159, 172, 174, 181 | 同上   |    |
| 12 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-93, 112, 162, 163, 165, 172  | 中央制御室のみで実施する操作について、タイムチャートを新規作成した。<br>(女川審査実績の反映)<br>第1.4.3図 充てんポンプによる原子炉容器への注水<br>第1.4.18図 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転<br>第1.4.38図 高圧注入ポンプによる原子炉容器への注水<br>第1.4.40図 燃料取替用水ピットからの重力注水による原子炉容器への注水<br><br>追加したタイムチャート以降の図表番号を繰り下げ実施。 |    |
| 13 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-73, 94, 143, 144, 145, 153   | 同上<br>また、相違理由欄についても修正実施。   |    |
| 14 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-105, 108, 111, 129, 130, 146～149, 153～157, 169～171, 176～179, 191～193, 197～201              | 「操作の成立性」の脱字訂正 (下線部参照)<br><br>【修正例】<br>(旧)<br>・・・作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで60分以内で可能である。<br>(新)<br>・・・作業開始を判断してからSG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水開始まで60分以内で可能である。<br><br>使用する設備名称を記載することにより対応手段を明確化するとともに、その他の手順についても上記と同様の見直しを実施。   |    |
| 15 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-89, 91, 93, 108, 109, 130～132, 136～138, 151～153, 156～158, 170～172, 175～178                 | 同上   |    |

| No | 資料名称  | 該当ページ   | 適正化内容   | 備考 |
|----|---|---------|---|----|
| 16 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-114 | (a) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転 ii. 操作手順について、記載を適正化した (下線部参照)。<br>(旧)<br>① 発電課長 (当直) は、手順着手の判断基準に基づき、運転員にB-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転による原子炉容器への注水準備と系統構成を指示する。<br>(新)<br>① 発電課長 (当直) は、手順着手の判断基準に基づき、運転員にB-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転準備と系統構成を指示する。 |    |
| 17 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-95  | 同上<br>また、相違理由欄に以下の記載を追記した (下線部参照)。<br><u>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</u>   |    |
| 18 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-135 | (a) B-充てんポンプ (自己冷却) による原子炉容器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間及び条文内整合を図るため、記載を追記した (下線部参照)。<br>(旧)<br>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、B-充てんポンプが使用可能な状態に復旧された場合。<br>(新)<br>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、 <u>原子炉容器へ注水するために必要な燃料取替用水ビットの水位が確保され、B-充てんポンプが使用可能な状態に復旧された場合。</u>                                  |    |
| 19 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-114 | 同上<br>また、相違理由欄に以下の記載を追記した (下線部参照)。<br><u>【女川】記載表現の相違</u><br>・泊は、 <u>条文間及び条文内での整合を図るため、使用可能な状態を具体的に記載している。</u>   |    |
| 20 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-136 | (b) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転について、記載を適正化した (下線部参照)。<br>(旧)<br>全交流動力電源喪失により、A-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転による原子炉容器への注水ができない場合は、・・・・・・<br>(新)<br>全交流動力電源喪失により、A-高圧注入ポンプ <u>(海水冷却)</u> による高圧代替再循環運転にて原子炉容器への注水ができない場合は、・・・・・・  |    |

| No | 資料名称  | 該当ページ   | 適正化内容   | 備考 |
|----|---|---------|---|----|
| 21 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-115 | 同上  |    |
| 22 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-136 | (b) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転 i. 手順着手の判断基準について、条文間及び条文内整合を図るため、記載を追記した(下線部参照)。<br>(旧)<br>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、A-高圧注入ポンプが使用可能な状態に復旧された場合。<br>(新)<br>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、 <u>可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却により冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されており、A-高圧注入ポンプが使用可能な状態に復旧された場合。</u> |    |
| 23 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-116 | 同上<br>また、相違理由欄に以下の記載を追記した(下線部参照)。<br><u>【女川】記載表現の相違</u><br>・泊は、 <u>条文間及び条文内での整合を図るため、使用可能な状態を具体的に記載している。</u>  |    |
| 24 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-142 | 記載の適正化(大飯実績反映)<br>(a) 格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイによる残存溶融炉心の冷却<br>iii. 操作の成立性<br><br>(旧)<br>上記の操作は、運転員(中央制御室)1名にて操作を実施する。 <u>操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</u><br>(新)<br>上記の操作は、運転員(中央制御室)1名にて実施する。  |    |
| 25 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-121 | 同上  |    |

| No | 資料名称  | 該当ページ   | 適正化内容   | 備考 |
|----|---|---------|---|----|
| 26 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-159 | (a) 電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間及び条文内整合を図るため、記載を追記した（下線部参照）。<br>(旧)<br>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、電動補助給水ポンプが使用可能な状態に復旧された場合。<br>(新)<br>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、 <u>蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピットの水位が確保され、電動補助給水ポンプが使用可能な状態に復旧された場合。</u>  |    |
| 27 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-140 | 同上<br>また、相違理由欄に以下の記載を追記した（下線部参照）。<br><u>【女川】記載表現の相違</u><br>・泊は、 <u>条文間及び条文内での整合を図るため、使用可能な状態を具体的に記載している。</u>  |    |
| 28 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-172 | (a) 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転 ii. 操作手順について、記載を適正化した（下線部参照）。<br>(旧)<br>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき運転員に高圧注入ポンプによる高圧再循環運転による原子炉容器への注水準備と系統構成を指示する。<br>③ 発電課長（当直）は、運転員に高圧注入ポンプによる高圧再循環運転による <u>発電用原子炉の冷却が可能となれば、開始を指示する。</u><br>(新)<br>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき運転員に高圧注入ポンプによる高圧再循環運転準備と系統構成を指示する。<br>③ 発電課長（当直）は、運転員に高圧注入ポンプによる高圧再循環運転により <u>発電用原子炉の冷却が可能となれば、開始を指示する。</u> |    |
| 29 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-153 | 同上<br>また、相違理由欄に以下の記載を追記した（下線部参照）。<br><u>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</u>  |    |

| No | 資料名称  | 該当ページ   | 適正化内容  | 備考 |
|----|---|---------|--|----|
| 30 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-187 | 記載の適正化 (大飯実績反映)<br>(b) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水<br>i. 手順着手の判断基準<br><br>(旧)<br>発電用原子炉停止中に全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に、燃料取替用水ピット水位が確保されている場合。<br>(新)<br>発電用原子炉停止中に全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に、原子炉容器へ注水するために必要な燃料取替用水ピット水位が確保されている場合。 |    |
| 31 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-167 | 同上   |    |
| 32 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)   | 1.4-203 | (a) B-充てんポンプ (自己冷却) による原子炉容器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間及び条文内整合を図るため、記載を追記した (下線部参照)。<br>(旧)<br>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、B-充てんポンプが使用可能な状態に復旧された場合。<br>(新)<br>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、原子炉容器へ注水するために必要な燃料取替用水ピットの水位が確保され、B-充てんポンプが使用可能な状態に復旧された場合。   |    |
| 33 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-179 | 同上<br>また、相違理由欄に以下の記載を追記した (下線部参照)。<br><br><u>【女川】記載表現の相違</u><br>・泊は、条文間及び条文内での整合を図るため、使用可能な状態を具体的に記載している。  |    |

| No | 資料名称  | 該当ページ   | 適正化内容   | 備考 |
|----|---|---------|---|----|
| 34 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-204 | (b) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転 i. 手順着手の判断基準について、条文間及び条文内整合を図るため、記載を追記した(下線部参照)。<br>(旧)<br>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、A-高圧注入ポンプが使用可能な状態に復旧された場合。<br>(新)<br>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、 <u>可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却により冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されており、A-高圧注入ポンプが使用可能な状態に復旧された場合。</u> |    |
| 35 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-181 | 同上  |    |
| 36 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-205 | (c) 電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準について、, 条文間及び条文内整合を図るため、記載を追記した(下線部参照)。<br>(旧)<br>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、電動補助給水ポンプが使用可能な状態に復旧された場合。<br>(新)<br>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、 <u>蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピットの水位が確保され、電動補助給水ポンプが使用可能な状態に復旧された場合。</u>  |    |
| 37 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-181 | 同上  |    |
| 38 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-213 | (4) 余熱除去ポンプによる低圧再循環運転 b. 操作手順について、条文間整合を図るため、記載を適正化した(下線部参照)。<br>(旧)<br>② 運転員(中央制御室)Aは、中央制御室で余熱除去ポンプ再循環サンプ側入口弁の開操作及び余熱除去ポンプRWSP側入口弁の閉操作を実施する。<br>(新)<br>② 運転員(中央制御室)Aは、中央制御室で系統構成を行い、 <u>余熱除去ポンプによる低圧再循環運転を開始する。</u>  |    |



| No | 資料名称  | 該当ページ   | 適正化内容  | 備考 |
|----|---|---------|--|----|
| 39 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-191 | 同上   |    |
| 40 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-214 | (5) 余熱除去ポンプによる発電用原子炉からの除熱 b. 操作手順について、条文間整合を図るため、記載を適正化した(下線部参照)。<br>(旧)<br>③ 運転員(中央制御室)Aは、中央制御室で余熱除去ポンプRWSP側入口弁及び余熱除去ポンプRWSP/再循環サンプ側入口弁の全閉操作並びに余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁及び余熱除去ライン入口止め弁の全開操作を実施し、余熱除去ポンプによる発電用原子炉からの除熱準備完了を発電課長(当直)に報告する。<br>(新)<br>③ 運転員(中央制御室)Aは、中央制御室で系統構成を実施し、余熱除去ポンプによる発電用原子炉からの除熱準備完了を発電課長(当直)に報告する。 |    |
| 41 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-192 | 同上   |    |
| 42 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-234 | 第1.4.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (18/22)<br><br>サポート系故障時の対応手段<br>「燃料取替用水ビットからの重力注水による原子炉容器への注水」に使用する設備のうち「常設代替交流電源設備」を削除した。<br><br>また、本文操作手順の記載順序変更を反映。(代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水と順番入れ替え)  |    |
| 43 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-216 | 同上   |    |

| No | 資料名称  | 該当ページ             | 適正化内容  | 備考 |
|----|---|-------------------|--|----|
| 44 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-281, 282      | 第1.4.2表 監視計器一覧 (43/61) , (44/61)<br><br>燃料取替用水ピットからの重力注水による原子炉容器への注水において、操作欄に記載していた「1.4.2.3(1) b. (a)「燃料取替用水ピットからの重力注水による原子炉容器への注水」操作手順と同様である。」から必要な監視計器を記載するよう修正を行った。(本文操作手順修正に伴う修正)<br><br>また、本文操作手順の記載順序変更を反映。(下線部参照)<br>(旧)<br>(a) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水<br>(b) 燃料取替用水ピットからの重量注水による発電用原子炉の冷却<br>(新)<br>(a) 燃料取替用水ピットからの重量注水による発電用原子炉の冷却<br>(b) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 |    |
| 45 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-261, 263      | 同上   |    |
| 46 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-302, 303      | 第1.4.1図 機能喪失原因対策分析 (1/2) , (2/2)<br><br>記載の適正化 (下線部参照)<br>(旧)<br>(発電用原子炉停止時のみ)<br>(新)<br>(発電用原子炉停止中)<br><br>(旧)<br>(1次冷却材喪失事象が発生していない場合及び停止中)<br>(新)<br>(1次冷却材喪失事象が発生していない場合及び発電用原子炉停止中)   |    |
| 47 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-282, 283      | 同上   |    |
| 48 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-305, 320, 344 | タイムチャート 第1.4.3図, 第1.4.18図, 第1.4.38図<br><br>中央制御室のみで実施する操作について、タイムチャートを新規作成した。(女川審査実績の反映)<br><br>追加したタイムチャート以降の図表番号を繰り下げ実施。   |    |

| No | 資料名称  | 該当ページ             | 適正化内容   | 備考 |
|----|---|-------------------|---|----|
| 49 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-291, 306, 332 | 同上<br>また、相違理由欄に泊は中央制御室のみ操作であっても、タイムチャートを作成していることを追記した。  |    |
| 50 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-308           | 概要図 第1.4.6図の誤記訂正 (下線部参照)<br><br>(旧)<br>代替格納容器スプレイポンプ出口炉心注水用絞り弁<br>(新)<br>代替格納容器スプレイポンプ出口炉心注入用絞り弁                                |    |
| 51 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-294           | 同上  |    |
| 52 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-315           | 概要図 第1.4.13図の脱字修正 (下線部参照)<br><br>(旧)<br>ECTトラックアクセスエリア側可搬型ポンプ車接続ライン止め弁 (SA対策)<br>(新)<br>ECTトラックアクセスエリア側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA対策)  |    |
| 53 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-301           | 同上  |    |
| 54 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-317           | 概要図 第1.4.15図の誤記修正 (下線部参照)<br><br>(旧)<br>代替格納容器スプレイポンプ出口可搬型注水ポンプ車接続ライン止め弁 (SA対策)<br>(新)<br>代替格納容器スプレイポンプ出口可搬型ポンプ車接続ライン止め弁 (SA対策) |    |
| 55 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-303           | 同上  |    |

| No | 資料名称  | 該当ページ             | 適正化内容  | 備考 |
|----|---|-------------------|--|----|
| 56 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-345, 346, 347 | 概要図 第1.4.39図 燃料取替用水ピットからの重力注水による原子炉容器への注水<br>・操作手順の付番について誤記訂正<br>・フロントライン系故障時とサポート系故障時で操作内容が変わることから、フロントライン系故障時を(1/2)、サポート系故障時(2/2)として概要図を分けて記載した。<br><br>また、第1.4.40図 燃料取替用水ピットからの重力注水による原子炉容器への注水 タイムチャートについては、フロントライン系故障時とサポート系故障時のタイムチャートを新規作成した。 |    |
| 57 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-335, 336, 337 | 同上<br><br>また、相違理由欄にフロントライン系故障時とサポート系故障時で操作内容が変わるため、概要図を分けていることを追記した。   |    |
| 58 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-350           | 第1.4.43図 余熱除去ポンプによる発電用原子炉からの除熱 概要図において下記の記載適正化を実施した。<br>・概要図及び操作対象機器を示す表のうち「③ <sup>#1</sup> A-余熱除去ポンプRWSP側入口弁」及び「③ <sup>#2</sup> B-余熱除去ポンプRWSP側入口弁」の記載を削除した。<br>・上記修正に伴い、図中の他の操作機器に記載している操作手順番号を繰り上げた。   |    |
| 59 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-340           | 同上   |    |
| 60 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-370           | 第1.4.44図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (20/21)<br><br>「燃料取替用水ピットからの重力注水による原子炉容器への注水」を本文操作手順の優先順位記載変更に伴い、第1優先とするようフローチャートを修正した。  |    |
| 61 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-359           | 同上   |    |

| No | 資料名称  | 該当ページ        | 適正化内容   | 備考 |
|----|---|--------------|---|----|
| 62 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-384      | 添付資料1.4.1 審査基準, 基準規則と対処設備との対応表 (13/13)<br><br>燃料取替用水ピットからの重量注水による発電用原子炉の冷却の操作手順修正に伴い対応人数の記載を下記の通り修正した。(下線部参照)<br><br>(旧) 1名<br>(新) フロントライン系故障時: 1名<br>サポート系故障時: 3名                        |    |
| 63 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-373      | 同上  |    |
| 64 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-465, 466 | 添付資料1.4.29 解釈一覧 1. 判断基準の解釈一覧(1/2), (2/2)<br><br>復旧の判断基準を修正したことに伴い, 下記操作手順の解釈を追加した。<br>・ B-充てんポンプ (自己冷却) による原子炉容器への注水<br>・ 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高压注入ポンプによる高压代替再循環運転<br>・ 電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 |    |
| 65 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-472, 473 | 同上  |    |
| 66 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-465      | 添付資料1.4.29 解釈一覧 1. 判断基準の解釈一覧(1/2)<br><br>手順の項目 誤記訂正 (下線部参照)<br>(旧)<br>・ 燃料取替用水ピット水位: 16.5%到達・格納容器再循環サンプル水位 (広域): 71%以上<br>(新)<br>(a) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合                        |    |
| 67 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-472      | 同上  |    |

| No | 資料名称  | 該当ページ   | 適正化内容  | 備考 |
|----|---|---------|--|----|
| 68 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-466 | 添付資料1.4.29 解釈一覧 1. 判断基準の解釈一覧 (2/2)<br><br>燃料取替用水ピットからの重量注水による発電用原子炉の冷却の記載順序を本文手順の記載順序に合わせた。(下線部参照)<br><br>(旧)<br>(a) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水<br>(b) 燃料取替用水ピットからの重量注水による発電用原子炉の冷却<br>(新)<br>(a) 燃料取替用水ピットからの重量注水による発電用原子炉の冷却<br>(b) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 |    |
| 69 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-473 | 同上   |    |
| 70 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.11.0)       | 1.4-468 | 添付資料1.4.29 解釈一覧 3. 弁番号及び弁名称一覧 (1/3)<br><br>弁の操作場所について誤記訂正 (下線部参照)<br>(旧)<br>周辺補機棟T.P. <u>10.3m</u><br>(新)<br>周辺補機棟T.P. <u>17.8m</u>  |    |
| 71 | 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表<br>1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.10.0) | 1.4-475 | 同上   |    |